株式会社山陰合同銀行

資本的劣後ローンの取扱開始について

山陰合同銀行(頭取 山崎 徹)では、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けられているお取引先を支援するため、「資本的劣後ローン」の取り扱いを 10 月 1 日から開始します。

このローンは、お借入期間中の元本返済が不要であり、金融機関はこれを資本とみなす ことができるため、お取引先の財務基盤を強化することができるご融資です。

当行では、今後とも事業に影響を受けられているお取引先に対して、迅速かつ適切な 金融支援・事業支援活動に努めてまいります。

記

【資本的劣後ローンの概要】

特徴	 「劣後ローン」とは、返済順位が他の債権より低い貸出債権のことをいう。 「資本的劣後ローン」とは、劣後ローンのうち、長期の借入期間や金利などの条件により、十分な資本的性質が認められる借入金を指す。 借入期間中の元本返済が不要なため、事業のキャッシュフローの安定および事業の成長、強化を図ることができる。
対象者	法人のお取引先
資金使途	事業に必要な運転資金および設備資金
融資金額	個別にご相談
融資期間	5年1ヵ月以上15年以下
融資利率	業績連動に応じた金利(当行所定金利) ※毎年の決算結果に基づいた金利の見直しをさせていただきます
返済方法	元金期日一括返済
担保·保証人	不要
期限前返済	原則不可
取扱店	当行の各営業部ならびに各支店 (除くダイレクト支店)

^{*}ご利用には審査があります。審査の結果、ご希望に添いかねる場合もございます ので、あらかじめご了承ください。